

社会保険業務処理マニュアル疑義回答一覧

【I 健康保険・厚生年金保险 適用】

平成20年1月17日

| (マニュアル 分類) | 通番 | 分類 コード① | 分類 コード② | 事務局 | 業務処理名 | 案件名 | 疑義内容 | 回答 | 回答月 |
|---------------|-----|------------|------------|-----|--------------|----------------|--|--|----------|
| III-1 | 112 | 1301 | 37 | 熊本 | 被扶養者(異動)届 認定 | 日給者に係る扶養認定について | 「被扶養者の認定基準における年収は、収入の種類により次のように判断すること。」で、「日給や失業給付など1日当りの金額---130万円を360(日)で除した金額」とあるが、日給者は年間360日も仕事をできないはず。 日給4,000円で土日祝日が休みの場合は、年間250日程度しか勤務できないため、 $4,000\text{円} \times 250\text{日} = 1,000,000\text{円}$ が年収となり、認定基準の範囲内である。(にもかかわらず、日額3,611円(130万÷360)を超えるため認定できないという)のは不合理である。 | 日給者に係る扶養認定については、原則として、課税(非課税)証明書による前年度の所得状況、直近の給与明細書、または「扶養に関する申立書」欄に記載された現在の就労状況等から総合的に判断されたい。 業務処理マニュアルに記載した判断基準については、添付書類から認定の可否の判断が不可能である場合の取扱いであり、特に日給者に係る基準等が明確になっていないことから、失業給付を受給中である場合と同様、日々の収入額から判断せざるを得ない場合の判断基準の一例であることをご理解いただきたい。 | 2006年12月 |